

この制度を利用される皆様へ

日本司法支援センター(法テラス)

1 あなたが法律に関する困りごとを抱えていた場合、福祉機関の方から法テラスにご連絡をいただければ、ご自宅・入院先・今お住まいの施設・ご自宅近くの地域包括支援センターなどまで、弁護士・司法書士がご相談を受けにうかがいます。

2 あなたの収入が少なく、現金・預貯金も少ない場合には、無料で相談できます。

あなたに一定以上の収入があったり、あなたが一定額以上の現金や預貯金を持っていたりする場合には、相談料5,500円を支払っていただきます。

3 ご相談の内容が、相談を受けた弁護士・司法書士、法テラス職員、相談に同席した福祉機関の方以外に伝わることは一切ありません。

《説明文書の受領の確認》※下記のチェックボックスにチェックをお願いします。

私は、この制度を説明する書類(「この制度を利用される皆様へ(制度説明)」)を受け取りました。

《個人情報利用にかかる同意》

フリガナ		年齢	性別
氏名			
住所 (居所)	(〒 -)		
	連絡が取れる電話番号 ()		
この制度を利用するため、ここに書かれている私の名前や連絡先などを法テラスに伝えてもらって構いません。		年	月 日
		お名前 (自署)	

※上記自署欄への署名が不可能な場合は、支援者の方が代筆してください。
～支援者の方へ～ 署名の代筆をされた場合は、書面の余白部分に、代筆者の署名及び代筆した理由を記載してください。